

## 就学指定校変更（校区外通学）について

下表の「津幡町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」は、就学すべき小学校又は中学校を指定するものであり、規則中の第 4 条は、保護者から何らかの事情で就学校を変更したい旨の申出があった場合に、津幡町教育委員会が判断し就学校の変更ができることを述べております。

この就学校の変更にあたり、適正な判断をするため「第 4 条の教育委員会が特に認める場合」の「取扱い基準」を明文化したものです。就学指定校変更の申立事案が発生した場合、下記申請書を学校教育課まで提出願います。

津幡町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則		平成 15 年 1 月 28 日 教委規則第 1 号
（目的）		
第 1 条 この規則は、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 5 条の規定に基づき津幡町立小学校及び津幡町立中学校の通学区域について必要な事項を定めることを目的とする。		
（小学校通学区域）		
第 2 条 津幡町立小学校の児童の通学区域を、別表第 1 のとおり定める。		
（中学校通学区域）		
第 3 条 津幡町立中学校の生徒の通学区域を、別表第 2 のとおり定める。		
（通学区域の変更）		
<b>第 4 条 前 2 条の規定にかかわらず教育委員会が特に必要と認める場合は、通学区域外の学校に通学させることができる。</b>		
（雑則）		
第 5 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。		

### 取扱い基準

要 件	期 間	申請の際の添付書類等
1. 町内で現に在籍している学校以外の通学区域に転居した場合	卒業まで	なし
2. 要件 1 において指定校を変更した兄弟の在籍する学校へ就学する場合	卒業まで	なし
3. 住居の新築等により一時的に住所を移動する場合	当該期間	住宅を新築等していることが確認できる書類
4. 両親共働き等により、児童の預かり先の所在地の存する通学区域の学校を希望する場合	当該期間	預かり先の位置を示した図
5. 自営業者等により店舗等の所在地の存する通学区域の学校を希望する場合	当該期間	店舗等の位置を示した図
6. 児童の心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている場合	卒業まで	なし
7. その他教育委員会が必要と認める場合	その都度定める	その都度定める

※ 要件 6 の場合、当該学校長等の意見を求める。

※ 要件 7 の場合、当該学校長等の意見を求めることができる。

## ○ 要件7「その他教育委員会が必要と認める場合」で想定されるケース

### ① 児童生徒の個性や特性の伸長に資すると判断される場合

- ・ 本人が希望する部活動が指定校（中学校に限る）にない場合で、その部活動が指定校以外の学校にある場合

### 注意事項

1. 部活動による就学校の変更は、新1年生に限る。
2. 部活動により就学校を変更した場合は、原則変更した中学校で卒業まで就学のこと。  
但し、途中退部した場合は、従前の就学指定校に通学させること。

### ② 身体的理由により学校施設及び設備が整っている学校に通学することが良いと判断される場合

- ・ 身体に障害（歩行が困難な場合等）で、指定校の構造、設備（エレベーターの有無等）上、学校生活において著しく支障をきたす場合で、指定校以外の学校に通学することで解消される場合

### ③ 現に通学していた（卒業時）小学校の通学区域が属する中学校へ通学する場合

- ・ 要件に合致する児童が中学校へ進学するにあたり、小学校時の同窓生と同じ中学校へ通学する場合。